

令和6年度北海道献血推進計画

はじめに

献血に関する啓発及び献血者の確保並びに献血推進組織の育成強化に努め、円滑な血液事業の推進を図り、道民の医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保するため、令和6年度北海道献血推進計画を策定します。

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき北海道が定める令和6年度の献血の推進に関する計画です。

第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

1 輸血用血液製剤の需要予測量

北海道における令和6年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、令和4年度の実績及び令和5年度の供給推定量から、新鮮凍結血漿の貯留分を含めて、赤血球製剤192,150本、血小板製剤38,850本、血漿製剤45,100本です。

2 必要とする献血者数

このことから、令和6年度に確保すべき血液量は、国が示す原料血漿確保目標量を勘案すると、全血採血により78,270L、血小板成分採血により18,399L、血漿成分採血により7,700Lの血液を確保する必要があります。

この血液量を献血により確保するためには、200mL献血6,950人、400mL献血192,200人、血小板成分献血34,900人、血漿成分献血13,400人の献血者が必要です。

第2 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

北海道、市町村及び北海道赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、より多くの住民に献血に参加していただくため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めます。これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施します。

(1) 広報活動の実施

北海道、市町村及び血液センターは、献血推進啓発用資材の配付や各種広報媒体を通じて、道民に対し、血液製剤は医療に欠くことが出来ないものであることや、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少など、献血を取り巻く環境が変化していることの現状について伝えるとともに、次のことについて理解と協力を呼びかけます。

ア 400mL献血及び成分献血の推進に関すること

イ 感染症の検査を目的とした献血をしないこと

ウ 複数回献血の推進に関すること

エ 官公庁及び企業等の構成員が進んで献血に協力しやすい環境作りに関すること

(2) 効果的な普及啓発、献血者募集の推進

血液製剤が安定的に供給されるため、啓発の対象を明確にした効果的な活動や積極的な献血者募集を行うことを目的として、以下の取組を重点的に実施します。

ア 若年層の献血者対策

北海道は、若年層の献血者を確保するため、血液センターの協力を得て、「ティーンズドナー献血推進キャンペーン」を開催し、関連イベントや広報活動を通じて若年層に対する 400m L 献血の普及啓発に努めます。

また、若年層の献血への関心を高めるため、市町村とともに学校等において、普及啓発資材の配付等により、ボランティア活動である献血についての情報提供に努めます。

さらに、血液センターは、北海道及び市町村の協力を得て、特に 400m L の献血者の確保と正しい知識の普及啓発を図るため、学校等において、献血に関するセミナーや血液センター施設見学会の募集を行います。

また、献血セミナー等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、血液センターが提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」へのプレ会員登録を働きかけます。

イ 事業所における献血の推進対策

血液センターは、北海道及び市町村の協力を得て、地域の実情に即した方法で事業所との連携を強化することにより、事業所における献血の推進を図ります。

あわせて、献血協賛企業の募集を行い、新たな事業所等における献血の実施拡大を図ります。

ウ 複数回献血者対策

血液センターは、北海道及び市町村の協力を得て、次の取組を実施します。

特に若年層に対して、複数回献血の重要性や安全性への理解を深めてもらう取組等を通じて複数回献血の推進を図ります。

- (ア) 必要な血液の確保に支障が生じた場合、血液事業システムへ登録済みの献血者に対し献血の協力を呼びかける体制整備を図る
- (イ) 複数回献血者に対し健康管理に係る付加価値情報の提供体制整備を図る
- (ウ) 複数回献血者の組織化を図る(献血 Web 会員サービス ラブラッドへの入会促進)

エ 「愛の血液助け合い運動」等献血推進キャンペーンの実施

北海道は、市町村及び血液センターの協力を得て、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月から2月までに「北海道はたちの献血キャンペーン」を実施し、ポスター等の必要な資料を関係者に提供するとともに、様々な媒体を活用した広報活動や関連イベントをとおし、献血の推進に努めます。

(3) 献血推進功労者の表彰の実施

北海道は、献血の推進に多大な功績があった個人や、組織をあげて功績のあった、団体、学校及び地域組織を表彰します。

(4) 献血推進協議会の開催

北海道は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、血液センター、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から構成される北海道献血推進協議会を開催します。

また、市町村においても、同様の協議会を設置するよう努めます。

(5) 献血推進組織の育成

北海道及び市町村は、献血推進協議会、血液センター並びに血液事業に関わる民間組織等と連携して、民間の献血推進組織の育成等に努めます。

2 献血の推進に際し、配慮すべき事項

(1) 献血者の利便性の向上

北海道及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動献血車による献血実施の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、血液センターの献血の受入れに協力するとともに、法で定める基本方針に基づき、血液センターによる献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講じます。

また、血液センターは、ラブラッド（献血 Web 会員サービス）による予約献血を推進し献血者の待ち時間を短縮するよう努めます。

(2) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、定期的な協力を依頼します。

(3) 献血希望者への対応

血液センターは、献血の意思を示していただいた方に対し、丁寧な受入れ対応をすることに留意します。

また、献血基準等により献血をお願いできない方に対し、その理由をわかりやすく説明するなど、その後の献血推進へ繋がるよう配慮します。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

北海道は、市町村等の血液事業の担当者による会議を開催し、献血推進のための施策の進ちよく状況について確認及び評価を行うとともに、血液センターによる献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行い、献血の推進を図ります。

2 血液製剤の在庫状況の常時把握と不足時の対策

北海道及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫状況を常時把握するとともに、在庫が一定水準を下回ったとき等には「北海道献血推進行動計画」に基づき、必要な対策を講じます。

3 災害時等における献血の確保等

(1) 北海道及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センターと連携し、必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保に努めるとともに、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講じます。

また、血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、北海道及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の確保に努めます。

(2) 献血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血者への協力を呼びかけます。

また、北海道及び市町村は、血液センターの取組を支援します。